

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>（監査公認会計士等の異動理由及び経緯）</p> <p>24の5-23-2 開示府令第19条第2項第9号の4ハ（4）に規定する監査公認会計士等の異動に至った理由及び経緯には、実質的な異動理由（異動が任期満了時である場合は、当該監査公認会計士等が監査を継続しない理由）及び経緯（期中に退任する場合には、期中であるにもかかわらず退任することとなった経緯）について詳細に記載することに留意する。</p> <p>(1) 実質的な異動理由としては、例えば次に掲げる事項（複数可）について詳細に記載することに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 連結グループでの監査公認会計士等の統一 ② 海外展開のため国際的なネットワークを有する監査公認会計士等へ異動 ③ 監査公認会計士等の対応の適時性や人員への不満 ④ 監査報酬 ⑤ 継続監査期間 ⑥ 監査期間中に直面した困難な状況 ⑦ 会計・監査上の見解相違 ⑧ 会計不祥事の発生 ⑨ 企業環境の変化等による監査リスクの高まり ⑩ その他異動理由として重要と考えられるもの <p>(2) 経緯としては、当該監査公認会計士等とのやり取りについて詳細に記載することに留意する。</p>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>[加える。]</p>